

監査公表第5号（令和7年4月4日、県公報第585号登載）

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（令和6年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年10月1日～令和7年1月31日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
人づくり ・県民 生活部	ア ジ ア 文 化 交 流 セ ン タ ー	令和6年10月 3日～10月 4日
	女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	令和6年11月21日～11月22日
	消 費 生 活 セ ン タ ー	令和6年10月 4日
保 健 医 療 介 護 部	筑 紫 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年11月 6日～11月 8日
	粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	令和6年10月16日～10月17日
	糸 島 保 健 福 祉 事 務 所	令和6年11月19日～11月20日
	宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年10月29日～10月31日、令和7年 1月21日
	嘉 穂 ・ 鞍 手 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年11月 6日～11月 8日、令和7年 1月22日
	田 川 保 健 福 祉 事 務 所	令和6年11月12日～11月14日、令和7年 1月28日
	北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年10月 1日～10月 2日
	南 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年10月10日～10月11日、令和7年 1月24日
	京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	令和6年10月22日～10月23日、令和7年 1月24日

監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
保健医療 介護部	保 健 環 境 研 究 所	令和6年10月16日～10月17日
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	令和6年10月24日
	食 肉 衛 生 検 査 所	令和6年11月15日
福 祉 労 働 部	福 岡 児 童 相 談 所	令和6年11月21日～11月22日、令和7年 1月31日
	久 留 米 児 童 相 談 所	令和6年10月10日～10月11日
	田 川 児 童 相 談 所	令和6年10月24日～10月25日
	大 牟 田 児 童 相 談 所	令和6年11月21日～11月22日
	宗 像 児 童 相 談 所	令和6年10月22日～10月23日
	京 築 児 童 相 談 所	令和6年10月31日～11月 1日
	福 岡 学 園	令和6年11月19日～11月20日
	障 が い 者 更 生 相 談 所	令和6年10月18日
	こ だ も 療 育 セ ン タ ー 新 光 園	令和6年11月19日～11月20日、令和7年 1月29日
	福 岡 労 働 者 支 援 事 務 所	令和6年10月18日
	北 九 州 労 働 者 支 援 事 務 所	令和6年10月18日
	筑 後 労 働 者 支 援 事 務 所	令和6年10月18日
	筑 豊 労 働 者 支 援 事 務 所	令和6年11月15日
	福 岡 高 等 技 術 専 門 校	令和6年10月24日～10月25日
	戸 畑 高 等 技 術 専 門 校	令和6年10月 8日～10月 9日
	小 竹 高 等 技 術 専 門 校	令和6年11月14日～11月15日
	久 留 米 高 等 技 術 専 門 校	令和6年10月29日～10月30日
	大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校	令和6年10月 1日～10月 2日
	田 川 高 等 技 術 専 門 校	令和6年11月27日～11月28日
	小 倉 高 等 技 術 専 門 校	令和6年10月 8日～10月 9日、令和7年 1月17日
	福 岡 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	令和6年10月 1日～10月 2日、令和7年 1月20日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	支出	1	複写等複合機（以下「複合機」という。）のリース契約について、ファクシミリ機能（以下「機能」という。）のある複合機を選定すべきところ、誤って機能のない複合機を選定した。このため、後日、機能を付加するために、本来ならば購入する必要がない後付キットを購入しており、経済性に著しく欠けていた。
福祉労働部 小倉高等技術専門校	収入	1	令和6年度の自動販売機設置に係る行政財産使用許可について、更新の申請があったにもかかわらず、必要な事務処理を行わなかったため、長期間にわたり許可なく自動販売機が設置されていた。 また、行政財産使用許可を行わないまま、使用料の調定を行っていた。
	支出	1	資金前渡により支払われたその他需用費（資料代）について、精算書及び領収書の所在が不明となっており、精算が確認できなかった。
福祉労働部 福岡障害者職業能力 開発校	支出	1	訓練手当のうち通所手当について、通所経路上で福祉優待乗車証を用いて運賃が0円となる区間分は支給すべきでないところ、これを支給し、支給過大となっていた。
計		4件	

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対 象 機 関 の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	2	生活保護費返還金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費のうち生活扶助費について、被保護者の転居に伴って適用する級地を変更すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。また、住宅扶助費について、月の中途で転居したことから、転居前の家賃を日割計算すべきところ、これを行わず支給過大となっていた。
		1	生活保護費を算出する際、通勤で使用する軽自動車の自動車税を就労に伴う必要経費として収入額から控除すべきところ、これを行わず、支給不足となっていた。

対 象 機 関 の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支出	1	生活保護費における生活扶助費のうち、被保護世帯に属する障がいのある世帯員に係る母子加算について、20歳未満の世帯員を対象とすべきところ、20歳以上の者を対象とし、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、毎月就労収入額及び必要経費を確認し生活保護電算システムに入力すべきところ、これを怠り、支給不足及び支給過大となっていた。
福祉労働部	収入	1	児童措置弁償金の収入未済額が前年度に比べて増加している。
	支出	1	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電話料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。
		1	所属資金前渡職員口座からの振替（自動引き落とし）によって支払っていた電気料金について、振替予定日に当該口座に入金すべきところ、これを行わず、支払が遅延していた。
		1	訓練生健康診断料の支払について、契約書に基づき、請求書を受領した日から30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。
計		10件	